

令和 4年 4月 1日

姫路市上下水道事業管理者 段 守

姫路市上下水道局入札監視会議要綱を次のように定める。

### 姫路市上下水道局入札監視会議要綱

(開催)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、姫路市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、姫路市上下水道局入札監視会議を（以下「会議」という。）を開催する。

(入札監視会議)

第2条 上下水道局における会議の開催に関する事項については、この要綱に特別の定めがある場合を除き、姫路市入札監視会議要綱（平成17年9月1日制定。以下「市要綱」という。）の規定の例による。ただし、市要綱中「市長」とあるのは、「上下水道事業管理者」と、同要綱第2条中「姫路市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要綱（平成17年9月1日制定）」とあるのは、「姫路市上下水道局公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要綱（令和4年4月1日制定）」と、同要綱第10条中「契約課」とあるのは、「経営管理課」とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。